第

5 1 6 0

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2015年)平成27年 2月 6日 金曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: $\underline{\text{http://www.zeirishi-miwa.co.jp}}$

△ 確定申告すれば税金が戻ってくる人

A:次のような人です。

【解説】

次のような人は、確定申告の義務がなくて も、申告すれば税金が戻ってきます。確認し てみてください。

①給与所得のある人

医療費控除、住宅借入金等特別控除(適用初年度の人)、寄附金控除(市町村や政党等、認定NP0法人や公益法人等に寄附をした人)、雑損控除などを受けられる人

年の中途で退職した後、再就職せず年末調整を受けていない人

- ②公的年金等の雑所得のみの人 医療費控除や社会保険料控除などを受けら れる人
- ③退職所得のある人

退職所得を除く各種所得金額の合計額から 所得控除を差し引くと赤字になるという人 退職したときに「退職所得の受給に関する 申告書」を提出しなかったために高い所得 税等を源泉徴収されている人

- ④総合課税の配当所得や原稿料等がある人 年間の所得が一定額(所得金額や源泉徴収 された金額によって違います)以下である 人
- ⑤予定納税した人 所得が少なく、確定申告する必要がない人







